

## 会 議 録

会議の名称	第19回茨木市こども育成支援会議
開催日時	平成28年3月23日(水) 午後6時30分～8時19分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
出席委員	植木委員、木下(和)委員、栗本委員、古賀委員、古座岩委員、更屋委員、下田平委員、城谷委員、田中(和)委員、田中(真)委員、中村委員、福田委員、藤田委員、三角委員、山本委員 (五十音順)
欠席委員	明石委員、木下(栄)委員、奥本委員、慎委員、山下委員、 (五十音順)
事務局	楚和副市長、佐藤こども育成部長、松本こども政策課長、岡子育て支援課長、中井保育幼稚園課長、幸地学童保育課長、北達保健医療課長、島本福祉指導監査課長、小島青少年課長、小川学校教育推進課長、尾崎教育センター所長、西川保育幼稚園課参事、瀧川保育幼稚園課参事、岸本保育幼稚園課課長代理、大石保育幼稚園課主幹兼保育係長、中路保育幼稚園課幼稚園係長、東井こども政策課長代理、中坂こども政策課政策係長、初谷こども政策課職員
案件	○地域における子どもの居場所づくりについて ○子どもの貧困対策の取組状況について ○市立幼稚園の認定こども園化に伴う定員の見直し(案)について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の確認について
配付資料	第18回の資料1 子ども・若者支援事業実施方針(案) 参考資料 「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～ 資料1 「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～平成27年度取組状況 資料2 市立幼稚園の認定こども園化に伴う定員の見直し(案)について 資料3 平成28年度特定教育・保育施設及び特定保育事業の利用定員(確認)の設定について 資料2(当日資料) 市立幼稚園の認定こども園化に伴う定員の見直し(案)について(各園)

発 言 者	発 言 内 容
司会 松本課長	<p>皆さん、こんばんは。ご案内の時間となりましたので、ただいまから、茨木市こども育成支援会議を開催いたします。</p> <p>本日は、大変ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会議の開会にあたりまして、楚和副市長からご挨拶を申し上げます。</p>
楚和副市長	<p>皆さん、こんばんは。こども育成支援会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>平素、市政の推進、とりわけ子育ての関係で、いろいろご協力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本日はすけれども、前回に引き続きまして、「地域における子どもの居場所づくり、これにつきまして、もう少しご意見をいただきたいと思っています。その後ですが、「子どもの貧困対策の取組状況」、また、「市立幼稚園の認定こども園化に伴う定員の見直し」ということで、ご意見いただきたいと考えております。</p> <p>限られた時間ではございますが、いろいろ活発に議論していただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
司会 松本課長	<p>次に、本日の委員の出席状況についてですが、本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは、明石典子委員、奥本貴子委員、木下栄一委員、慎美香委員、山下久枝委員でございます。</p> <p>よって、半数以上の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、こども育成支援会議条例の規定により、会議は成立しております。</p> <p>なお、この後の会議の進行につきましては、条例の規定により、福田会長にお願いいたします。</p>
福田会長	<p>皆さん、改めまして、こんばんは。</p> <p>それでは、第19回の茨木市こども育成支援会議を進めさせていただきます。</p> <p>議案審議に入る前に、第18回こども育成支援会議の会議録の確認についてお願いしたいと思います。事前に、事務局から各委員へ会議録案を送付させていただいたところ、修正の指示があった箇所を本日配付しております。16ページの更屋委員の発言の差し替え部分がございます。その点、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>そのほか、修正等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これをもちまして会議録を確定いたします。</p> <p>続きまして、本日の案件一番目、「地域における子どもの居場所づくりについて」です。資料は前回会議の資料1、子ども・若者支援事業実施方針（案）になります。前回、会議でもご意見いただきましたが、時間の関係で「発言を次回に」ということで、控えていただいた方もいらっしゃるかもしれませんので、ここで再度、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p>

	<p>中村委員、どうぞ。</p>
中村委員	<p>いつも木下委員から始まるのですけれども、今日はお休みなので、ちょっと頑張ってお火を切らせてもらおうと思います。</p> <p>茨木市のほうでも、子どもに対してさまざまな居場所の提供というのを計画して動いていただいていることに関しては、これから私たちの子どもも大きくなっていく中で非常にありがたい施策をしていただいているなというふうに感じております。多世代交流センターでも開放してもらっているというところがあります。</p> <p>1点、シニアプラザいばらき、桑田町のほうにあると思うのですが、こちらのほうに、ちょっと訪問する機会がありました。老人の方の施設というところもあり、非常にバリアフリーも進んでおり、すごい広さもあり、落ちつく環境がある中で、市の条例で、利用できるのが60歳以上に決まってお聞きしました。バリアフリーで、広いスペースもあって、子どもたちと色々な経験をつんだ高齢者の方が一緒に集えるような場所になるのではないかなというように感じております。</p> <p>そこにいたメンバーも、みんながこれができるのであれば非常にいいのじゃないのかなというように思っているのですが、そこが、なぜ60歳以上でないと使えないのか。横に公園があり、子どもも、非常に多くいる場所だと思いますので、条例のほうをちょっと変えていただいて、子どもと経験豊かな高齢者とが交流できる場所とすることが可能なのか、不可能なのか。不可能なら可能にする方法はないのかというところをご意見いただきたいと思います。</p>
福田会長	<p>中村委員、ありがとうございます。</p> <p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局 岡課長	<p>シニアプラザいばらきは、今おっしゃいましたように高齢者支援課の所管になっております。もともと、今、触れていただいた多世代交流センター、あの施設ももともと老人福祉センターでした。このシニアプラザいばらきも老人福祉センターであったのです。高齢者の居場所と出番を創設しようという大きな思いのもとに、高齢者がみずから色々な活動をつくり上げたり交流したりという、本当に拠点となるものを一カ所は置きたいという思いでつくり上げた場所として、もともとの成り立ちは老人福祉センターと同列でしたが、再編、あり方の検討の中で、この部分については、高齢者が高齢者のために使うということで、今、そういう方向で動いております。</p> <p>そのようなご意見を頂戴したことは、担当は高齢者支援課になりますが、お伝えしますけれども、今この場で、ぜひそのように活用していくというのは、ちょっと我々のほうからは言いにくい部分がありますので、その交流としては、多世代交流センターのほうをもっと有効に使っていくということで、当面は考えていくべきかなと思っています。</p>
福田会長	<p>事務局、ありがとうございます。</p> <p>中村委員、よろしいでしょうか。</p>
中村委員	<p>別の施設があることは承知しているのですが、高齢者の方が子どもと関わるといっても、高齢者の活動の中で非常に大きな役割を果たすと思います。私たちの</p>

	<p>子ども育成という観点から考えても非常に良い活動だと思いますが、60歳というのを取り払うことに対して、何か支障みたいなものは発生するのでしょうか。</p>
<p>事務局 岡課長</p>	<p>私は、直接この現場におりませんけれども、もともと、この施設を設立といいますか、老人福祉センターから改編するときの考えというのは、まだ道半ばという状況にあると感じています。ですので、今、方向性を変えるというのは非常に難しいかなと。そういたしますのも、ここの運営は市直営ではなくて、シルバー人材センターとか茨木市の老人クラブの連合会であるとか、それから、シニアカレッジの三団体が共同企業体といいますか、JVを組んで運営しておりますので、その三社が足並みをそろえつつ、思っている方向に今、事業を進めています。その中から新たなグループができたり、新たな起業、事業が起きたりという、まさに今生まれてきているところですので、そのあたりの事業の展開であるとか、中身が安定してきたときに次のステップという形で考えていくことは不可能ではないと思いますが、少し様子を見たいというのが正直な思いです。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>多分、何がしかの法律に基づいたサービスを提供している施設になるだろうなと思うのですがけれども、基本的に社会福祉関係の法律って対象分野別に制度を準備しますので、逆のパターンでいうと、「うちの横に保育所あんねんから俺も使わせてくれよ」というお年寄りが出てきた場合、じゃあ使えるかという、今はそういうことになっていないというところが、逆に高齢者の部分で起きてくるのかなというところ。そういった意味でいうと、この多世代交流センターのような運営形態というのは、今後、望まれる部分でありますけれども、その基本となる法律が対象分野別ごとに準備されていますので、何かのときにそういうことが起こってくる。</p> <p>対象分野別ではなくて、地域の住民にとってどうかなということを考えたときに、いや、対象分野別ではなくていろんな人が寄れるほうがいいよねというところというのは、今後、徐々に変わっていくのかなと思います。多分、今すぐころっと変えるというのはちょっと難しく、今後、引き続き検討して行っていく。それも、対象をなるべく絞らないような方向というのが、多分、今の地域を基盤とした福祉のあり方というときには必要になってくるのだろうと思います。今日いただいたご意見をまた庁内のほうでも共有していただけたときがあるのかなと思います。</p> <p>中村さん、どうもありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今回、この「子ども・若者支援事業実施方針（案）」が出ておりますけれども、今後、具体的にどういうプロセスを経て進んで行くのか。事務局、何かご説明あればお願いいたします。</p>
<p>事務局 松本課長</p>	<p>今後の実施方針の策定スケジュールについてですが、2回にわたりまして、子ども育成支援会議でいただきました意見などを踏まえまして、必要に応じて子育て・教育・福祉等の庁内関係課で構成します次世代育成支援分会において検討を行う予定をしております。その後、政策推進会議の教育・子育て専門部会に報告</p>

	<p>を行った後に、本市の重要施策等について審議調整等を行う庁議におきまして、来年度のできるだけ早い時期に、この実施方針を決定してまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>福田会長</p>	<p>今後も、さまざまなプロセスがあるというご説明かと思えます。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして、案件二つ目、「子どもの貧困対策の取組状況」について入ります。まずは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 中坂係長</p>	<p>「子どもの貧困対策の取組状況」の報告にあたり、昨年度から、委員の方も半数ほどかわっておられますことから、第15回会議の中で説明させていただきました「本市の子どもの貧困対策の概要」につきまして、少し説明させていただきたいと思えます。</p> <p>お手元の参考資料をごらんください。</p> <p>子どもの貧困対策に関する大綱が平成26年8月に国から示され、本市でもこの大綱を受け、市の基本施策や重要施策、具体的な方策等の検討を行う政策推進会議における教育・子育て専門部会のもと、人権・男女共生課長をはじめとする10課の課長をプロジェクトの委員として、子どもの貧困対策プロジェクトチームを平成26年10月から平成27年3月までの6カ月間設置いたしました。</p> <p>そのプロジェクトチームにおきまして、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、昨年3月に作成いたしましたのが、この「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～でございます。大綱に示された指標を参考に、3ページのほうで本市の「子どもの貧困に関する指標」を設定し、4から6ページのほうでその指標を改善するために教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の四つの柱ごとに、平成27年度以降に実施予定の各施策につきまして既存事業を継続実施するもの、既存事業を拡充して実施するもの、新規で実施するものに整理を行い、お示ししております。</p> <p>「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～を作成後、初めての年度を終えるにあたり、今年度の取り組み状況について新規事業を中心に報告いたします。</p> <p>それでは、資料1、平成27年度の取組状況をご覧ください。ページと番号を申し上げながら順に報告いたします。</p> <p>2ページの11番、大学卒業後の奨学金返済の負担軽減を図るとともに、若者の本市への流入と定着を促進することを目的に、平成27年10月に大学奨学金利子補給事業を創設いたしました。</p> <p>3ページの12番、学習習慣の定着、自学自習力の育成、生活の安定等につなげていくことを目的に、平成27年6月から生活困窮家庭・ひとり親家庭の子どもに対する学習・生活支援を実施いたしております。13番、生活保護世帯の家庭訪問を行い、学習生活支援事業へ誘導し、また、教育に関する相談を受けて学校等と連携を行い、課題の解決を図るため、平成27年1月より学習・生活支援担当の自立相談支援員を配置いたしております。</p> <p>4ページの16番、平成27年11月より、福井・西河原・葦原・沢池、南茨木の多世代交流センターで、ふれあい体験学習を実施しております。平成28年度以降</p>

に、子ども・若者支援事業の中で子どもの社会体験・自然体験やスポーツ活動の機会を提供し、充実していく予定でございます。

9 ページの 37 番、平成 27 年 11 月に葦原と西河原の多世代交流センターにおきまして、小学生が自由に過ごせる「こどもフリールーム」を開設いたしました。平成 28 年度以降に、子ども・若者支援事業の中で平日の放課後、土曜日、長期休暇期間中の子どもたちの安全・安心な居場所や異年齢生交流の機会を提供し、充実していく予定でございます。

10 ページの 44 番、現在フルタイムでの就労は難しいけれども就労意欲のある未就職者等を対象に、事業所で就労体験を一定期間受けることにより、就労への視野を広げ、自信の回復を図るため、平成 27 年 5 月より就労体験事業を開始しております。

12 ページの 51 番、各構成機関の専門性を生かした支援を効率的かつ円滑に進めていくため、子ども・若者に関する関係機関団体の連携による支援ネットワークである、子ども・若者支援地域協議会を平成 27 年 5 月に設置いたしました。

13 ページの 56 番、講座の受講や各地区の連絡会に参加することで、利用者支援事業の相談職員のスキルアップを図り、平成 27 年 10 月に子育て家庭を対象とした情報提供等の相談機能を持つ利用者支援事業を開始いたしました。

14 ページの 59 番、DV 被害者及びその子どもを総合的に支援するため、平成 27 年 4 月に配偶者暴力相談支援センターを設置いたしました。

17 ページの 70 番、現在就職中の方を初め、求職しておられる方のスキルアップを目的に、平成 27 年度よりひとり親パソコン講座を開催しております。

18 ページの 77 番、ひとり親家庭の子育てを支援するため、税法上の寡婦（夫）控除が適応されない婚姻歴のない未婚のひとり親家庭の母・父に対し、平成 27 年度より保育料のみなし寡婦（夫）控除の適用を実施いたしております。

平成 27 年 3 月作成の施策展開一覧からの変更点は、12 番の学習・生活支援事業で、福祉生活課の事業と子ども政策課のひとり親の学習支援をあわせて記載した点。それから、17 ページの就労準備支援事業を追記した点です。

ただいまご説明さしあげたとおり、16 番と 37 番につきましては、子ども・若者支援事業の中で平成 28 年度以降に充実を図っていく予定でございますが、新規事業として掲げている全施策につきまして、平成 27 年度に着手しているところでございます。

この「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～につきましては、次世代育成支援行動計画（第 3 期）の施策の一つに位置づけられております。

第 3 期計画の 61 ページをご覧くださいませでしょうか。

子どもの貧困対策、事業ナンバー 2502「未来はかえられるプロジェクト」、こちらに位置づけられておりますので、今後は、毎年 9～10 月ごろに子ども育成支援会議の中で委員の皆様からご意見をいただいております行動計画の実施状況とあわせて、「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～の指標の改善状況と各施策の実施状況をご報告いたします。

福田会長

事務局、ありがとうございました。「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～

	<p>について、新規事業を中心に説明をいただきました。</p> <p>それでは、委員の皆様、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>植木委員、どうぞ。</p>
植木委員	<p>今、ご説明いただきまして、私もよく細かいところまではわかってないのですが、大変なことをいろいろ政策としてやられているのだろうなど、非常に煩雑だろうなどと思います。ちょっと言葉の定義ではないのですが、先ほどご説明いただいた27年3月の「未来はかえられる」という資料の中を少し読ませていただいている中で、「人材育成」という言葉が出てきているのですが、弊社、日東電工では、やっぱり人は宝ということで財産の「財」を、人は財産ということで「人材」ということを一応文章にさせていただいております、こうしてほしいということではございませんけれども、参考になればと思っております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。最近、よく聞く表現ですね。</p>
植木委員	<p>そうですね。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。それでは、ほかいかがでしょうか。</p> <p>中村委員、どうぞ。</p>
中村委員	<p>本当に、さまざまなところに手厚く、事細かに対策していただいているなどというふうに感じます。特に、生活保護世帯であるとか、ひとり親家庭ですね。こういったところの貧困問題というのは、社会情勢でもよく取り上げられているようなところがあると思うのですが、こういったところへの支援というのが非常に大切で、やっただいていてるなどというふうに感じております。</p> <p>最近、さらに問題になってきているのが、こういったところではなくて、問題になっているのは生活保護を受けている家庭とかというところではなく、生活保護を受けていない家庭における隠れた貧困というところが、今、非常に大きな問題というところが、ようやくフォーカスされつつあるかなと思っております。そこに対しての対策という部分が、この対策の部分に見えていないのかなと思っております。</p> <p>なぜ、そこかという、やっぱり離婚の原因として貧困、親の生活苦、お金に対する苦しさという部分が非常に大きく影響していると思います。やっぱり、そういったところに問題があると、生活に対する不安から、子どもに対してであったりとか、夫婦関係という部分にひずみが生まれて、ぎくしゃくし出して、本来支え合ってやっていく部分が、全てお金だけというわけではないと思うのですが、実際、離婚の原因というところで、圧倒的には性格の不一致や不倫とか、そういったところもあると思うのですが、お金というのは非常に大きなウェートを占めていると思います。</p> <p>子どもの貧困ということを考える上では、やはり子育て世帯全てにおいて対策というものが、今から必要なかなと私は考えております。そういったところのひずみが生まれると、やっぱりぎくしゃくした空気の中で、子どもの環境、子育てされている子どもへの影響、さらにはDVであったりとか虐待につながっていく温床になっている部分かなと思いますので。それを全てに対策というのは、や</p>

	<p>っぱり難しい部分はあると思うのですが、子育て世代全体というところを見ていただいて、例えば保育料とかベビーシッターを使っていただくとか、子どもの医療費とか、給食費とか、そういったところ限定したことに使えるような支給制度みたいなものへこういった対策をするのは、もしかしたら茨木市ではなくて大阪府か国なのか、私ちょっとそこがわかってはいないのですが、そういったところに目を向けて、茨木市で取り組んでいるということがあれば、すごく魅力的な市だと、子育て世代からそういうふうな目で見てもらえるのかなと思いますので、ここにある以外でも本当に見えない、隠れた貧困、こういったところの対策も少し考えていっていただきたいなと思います。</p>
福田会長	<p>具体的な金銭給付のようなものも検討したらどうかというようなご意見かと思います。</p> <p>事務局、何かございますでしょうか。</p>
事務局 松本課長	<p>隠れた貧困に対する対策ということで、金銭的な給付というところですが、今現在、児童手当でありましたり、児童扶養手当の支給等しておりますので、今、それ以外のところでの金銭給付というところでは考えておりませんが、子どもたちが貧困の状態に陥る前に、早い段階から、いろんな支援を届けられるような形で、今いろいろやっている取組を必要な方に必要な支援が届くような形で周知方法なども検討しながら進めていきたいと考えております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>なかなか難しいところもあるかなと思いますけれども、可能であればご検討いただければと思います。多分、それに関連していくと、その11番ですね。奨学金の返済の部分ですけども、10年間の奨学金の利子補給事業を創設ということですが、これ、対象者はどういう人になるのでしょうか。</p>
事務局 松本課長	<p>11番の大学奨学金利子補給制度についてですが、今年度からスタートしている事業でありまして、対象者の方は奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校、専門課程等を修了している方で茨木市に住民登録があり、かつ在住をしている方です。申請時に、奨学金の返済期間が10年以上ある方で、市税を滞納していない方を要件としておりまして、大学卒業後の奨学金返済の負担軽減と本市への流入・定着を図ることを目的に実施している事業であります。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>よく日本の奨学金って、いわゆるスカラシップじゃなくてローンじゃないかみたいな話がありますけども、こういった制度ってもしかしたら、特に働き出した最初の頃に、とても有効なのかなと思いますが、ただ、僕が奨学金を払っている者だったとしたら、果たしてこの情報をキャッチすることができるかなというのがとても心配で、しっかりと広報をしていただいて、必要な方にこの制度が届くようにお考えいただければありがたいなと思いました。どうもありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>栗本委員、どうぞ。</p>
栗本委員	<p>先ほど、11番の大学の利子補給事業の件なのですが、私は児童養護施設</p>



	<p>の施設長をやっておりますので、今、大阪府のほうからも子どもたちへの、学習保障と進学というところで塾に通わせていただいたりして、大学の進学率もちょっと上がってはきています。ただ、今大学生は2人いますが、やっぱり苦学生です。ずっとバイトをしている状態で、施設にもほとんどいない状態です。いろいろな奨学金もお借りしたり、いただいたりはしているのですが、施設にいる期間というのは二十歳までというところで、その後どうやって生活していくのか、学費をどうしていくのかというところでは、やっぱり先ほどおっしゃられたように、茨木には住んでおきたいという子もおりますし、やっぱりこういう制度は、実は私も知らなかったのですが、これは、とても苦学生にとっては有効なお話かなと思いますので、また、私も広げていきたいなと思っております。</p> <p>それと、あと12番のところで学習・生活支援ということで、自学自習というお言葉を何度かお聞きしたのですが、施設には貧困家庭や、学校に行けなかったりという子どもがたくさんおまして、やっぱり自学自習をする土台がないというようなお子さんもたくさんおります。大阪府からご支援をいただいて、レバノンホームでは塾の講師の方に来ていただいて、小学生は施設の中で、また、中・高生については通塾をしております。なかなか定着してずっと座ることができなったり、あと土台がないというところで、まず、そういう勉強をできる姿勢とか環境とかということを整えていかないと、なかなか何がわからないのかというのわからないという状態なので。まず、本当に基本的なところがあっての自学自習かなというふうに私自身は、今、施設にいる子どもたちを見ながら、そういうふう感じております。</p> <p>ちょっと思ったことを言わせていただきました。ありがとうございます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>栗本委員、ありがとうございました。</p> <p>自学自習に行くちょっと手前の部分で、大人というか、見守りが要るのかなというふうなところかと思えます。また多分、こちらの事業は新しい事業ですので、試行錯誤をしながら事業を展開されていくと思えますので、ぜひご参考にしていただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>古賀委員、どうぞ。</p>
<p>古賀委員</p>	<p>4ページの14番と、それから12ページの52番というのは、これは担当が大阪府と茨木市の違いで中身は同じなのでしょうか。</p>
<p>福田会長</p>	<p>14番、それから52番ですね。どちらも、食もしくは食育にかかわる部分かと思えますけれども、どう違うのかなというところでしょうか。</p>
<p>事務局 北達課長</p>	<p>52番のほうは保健医療課が出している部分になります。全庁的なネットワークづくり、食育のネットワークづくりということで、市も含めて事業者であったり、企業であったり、いろいろな団体様に入っただいて食育の推進を提案していくというような、あるいは食育推進月間とかいう形でも取組を考えているようなところもございます。そういった全庁的な、全市的な取組です。</p> <p>14番のほうは、これは学校のほうで取り組んでいただいている事業ということで、ちょっとその差があるということでございます。</p>

古賀委員	<p>一時、企業が食育に関する、そういう研修とか講演会などを行っていたように思います。私は、この14番の小学校、中学校でのお弁当の日とかは、「食イコール命」というのかかかわると思っています。今、中学校でも給食を取り入れるように進められている話も聞いています。その給食に関連して、子どもたちがレシピを見ながら献立を家で作ったり、給食に子どもたちが提案したものを取り入れたりして、いろんな工夫をされているというのを聞いています。</p> <p>実際に「弁当の日」など一部の小・中では活発にされています。これを市の事業として、「お弁当の日」を「食イコール命」というような捉え方で、何かもう少し学校教育の中での一つの位置づけができればいいなというふうに考えています。</p> <p>ちょっとその辺、お答えをお願いしたいのですが。</p>
事務局 小川課長	<p>小・中学校の取組について、よく知っていただいて大変ありがたいなと思っています。今おっしゃった中で、まず小学校でも「お弁当の日」というのを位置づけて取り組んでいる学校も一部ございます。ただ、基本的には小学校の場合、毎日、給食というのがございますので、教育委員会として一斉に「お弁当の日」というのを位置づけて取組むというような形はしておりません。ただ、そういった各校の特色ある取組については、できる限り他の学校等にも周知させていただいて、そういった取組がある程度広がりつつあるかなと思っています。</p> <p>中学校につきましては、ちょっと担当課は違う課にはなるのですが、いわゆる給食という位置づけは小学校のような全員対象のものではなくて、選択式の給食ということになっています。なので、中学校の場合のお弁当につきましては、小学校卒業段階で弁当づくりのレシピ的なものを全員に配付したりであるとか、今おっしゃいましたように中学校給食の献立、どういったものが食材であるとか、詳しく書かれたものがあるので、それを参考にしながらお弁当をつくってきているといったようなところも聞いております。</p> <p>ただ、教育委員会全体として取り組んでいるというところまでは、まだ至っていないというようなところでございます。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。引き続き、食育に取り組んでいただければと思います。</p> <p>52番については、これが子どもの貧困対策として、どう生かされるのかというのがわかるような記述があったほうがいいのかというふうな気がいたしましたので、また次、実際やってどうだったかというときに、それがわかるような形がいいのかなと思っています。</p> <p>ネットワークができた。それが、どう子どもの貧困につながったのかというのがなかなかストレートには伝わりにくいのかなというふうに思いますので、その辺、何か今お答えいただけるものがあれば、追ってでも構いませんけれども。</p>
事務局 北達課長	<p>食育というのは、いろんな場面場面で有効性があるというふうに思っています。その中の一つとして、子どもの貧困というのにも、やはりかかわっていける食育推進というのは、そういった取組なのだろうなというところで載せているということなのですが、再掲ということなので、ほかにもちょっと載っているのですけ</p>

	れども、いろんなつながりの中で、いろんな対策に有効であるというのが食育、健康づくりということになるのかなと思います。
福田会長	ありがとうございます。 51番なのですけど、ここでいう子ども・若者支援地域協議会というのは、要保護児童対策地域協議会のことなのでしょうか。それとはまた別にあるというふうに理解したらいいのでしょうか。
事務局 松本課長	子ども・若者支援地域協議会につきましては、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会ということで、平成27年5月に設置をしたものです。
福田会長	ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。 古座岩委員、どうぞ。
古座岩委員	食事の話が出たのですけれども、貧困対策というと、生活がままならない方は、食事をきちっと子どもに提供できない方が多くって、もちろん、それ以外にも共働きの方もやはり給食というのはとてもありがたくて、保育園、小学校まではいいのだけれども、中学校以降すごく大変という印象で。例えば、近所の箕面だったら「給食があるからよかったわ、共働きしていても安心だわ」ということをよく聞くのですけれども、やはり大阪府下では極端に全国比でも、前も申し上げましたけれども、給食の実施率が低くて、貧困率も高いのに食事の提供が義務教育なのにできないというのが、ちょっと気になるなというところで。 やはり家庭に何か、しんどいことがある子どもさんは、中学校でもやっぱりお弁当を持って来られなくて、買ったものを少し、何かちょっとお金がかからないものを買ってきて、ぼそぼそとそれを食べる。もちろんお弁当はありますけれども、なかなかそういうのを頼まない。そういう手続もやっぱりうまく親御さんができなかつたりして、何かちょっと、中学校の給食というのが成立が難しいのかなと思うのですけれども。
福田会長	中学校での給食の提供について、市として何かお考えがあればお答えいただければと思います。
事務局 小川課長	担当課が教育総務部の学務課というところになりますので、直接担当ではないのですけれども、今おっしゃったところについては大きな課題であると感じています。給食のあり方についても、今後に向けて、検討していると聞いております。今ある給食をいかに子どもたちがおいしく、また注文するか、給食率を上げていくかという方法として、例えば今年度、就学援助の対象に、給食について対応できるようにしていたりであるとか、あるいは給食の提供の仕方、大阪市のほうでは、大変冷たくておいしくないといったような報道等がありましたけれども、例えば温かい状態で提供できないであろうかとか。もちろん衛生基準法の中で一定、おかずについては一定の温度内で保管しなければいけないというようなことがあるのですけれども、そういうことをクリアしながらも、より子どもたちがおいしいと思えるような給食の提供については、担当課のほうで十分検討しているというようことは聞いております。
古座岩委員	あと、小学校の給食の内容につきましても、子どもたちは、すごく体も大きく

	<p>なるのが早いですし、ご飯を中心とした給食のほうが腹持ちがいいということ子どもたちからよく聞きます。昔に比べたら大分、パンからご飯の回数が増えているのですけれども、週1回ぐらいは、もちろんパン食でも楽しみとしていいかなと思うのですけれども、朝も親が忙しくてパン食、昼もパン食だと、なかなか一日おなかがすいて大変ということで、ご飯食の日を増やしてもらえたらというのは、子どもたちの声でよく聞いていたのですけれども。</p>
福田会長	<p>小川さん、大変ですね。</p>
古座岩委員	<p>担当の人が出席されていないのに、済みません。</p>
福田会長	<p>多分、ご意見として伺っておいたらいいのかなと思って。</p> <p>今、古座岩さんのお話でとてもおもしろいなと思うのは、「子どもがこう言っていますよ」というところですよ。ここにいるのってみんな大人ですので、「実際のところどうなのかな」みたいな、また機会があれば、実際子どもの意見を聞いてみてください。お昼どうしようかなとか、もしくは給食どうあるべきなのかなみたいなところって、大人も当然考えていくべきですけれども、やっぱり子どもの意見をしっかり聞きながら一歩前に進めていく。もしくは、検討していただくという機会があればいいのかなと思います。</p>
事務局 小川課長	<p>一つあるのは、施設上の関係で、本市の小学校給食の米飯については自校炊飯ではないのです。いわゆる、その調理場でご飯を炊くというふうな形をとっている市もあります。本市の場合は、業者から買うというような形をとっていて、一食当たりの単価というのもどうしても高くなるというような状況もございます。</p> <p>今、施設上、財政的な関係性もあり、そういった炊飯できるような窯を増やすということもちょっと難しい状況にあります。ただ、子どもたちの意見というのは大事にしていきたいとも思いますので、今言っていた意見については、担当課のほうに伝えたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>植木委員、どうぞ。</p>
植木委員	<p>先ほどの給食の件で、実は日東電工は台湾に子会社がありまして、これはものづくりをしている会社なのですけれども、私もそこに3年ほどいましたが、やっぱり今言われたように、貧しい家庭の子が結構多くて、兄弟が多いとかね。だから、3食とれない従業員もいました。そのときにどうするかというと、私どもで昼食を皆さんに支給するのですけれども、人の2倍から3倍ぐらいの量をとって食べられます。なぜかというと、毎食は食べられないので、会社で昼食を食べて栄養を補給しているわけです。</p> <p>台湾と日本は物価が3倍ぐらい違い、時代もちょっと違いますけれども、やっぱり貧しさというところからすると、栄養を昼食の1食でとるという行為が、大変な彼らのエネルギーになるし、命をつないでいるというようなことを、ちょっと今思い出しましたので、参考までに言わせていただきました。</p> <p>やっぱり、そういうふうな方もおられるのだろうなと思いますよね。</p>

福田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>木下委員、どうぞ。</p>
木下（和）委員	<p>学校の給食は、戦後の貧困の中で子どもたちを育てていかなければいけないという中から始まったと思いますが、もう戦後随分経っていますので、その時代のごことはよくわからないのですけれども、今、これだけ「子どもの貧困」ということが注目されている中で、等しく育てていくという意味では、給食というのは本当に充実させていっていただきたい問題だなと思います。</p> <p>中学校の給食は、予約制です。給食という言葉が使われているのですけれども、朝にコンビニに寄ってお弁当を買う手間と、事前にこの日にお弁当をつくれないので学校の給食を申し込むという手間を考えると、朝コンビニでお弁当なり、お弁当が買えなければ本当に何か安価なものを買う手間というほうが、明らかに手軽です。朝ご飯を食べて来られない子どもの親、子どもの食に関心を持ってない家庭においては、そういう流れになって当然かなと思います。</p> <p>今の状況の中で、精いっぱい給食を提供しようと進めていただいていると思うのですけれども、利用のしづらさというのがやっぱりネックかなというふうに思います。もう少し利用しやすいシステムになっていけばなと思います。うちも「中学校の給食利用について」という冊子をもらったのですけれども、どういうふうに利用していけばいいのか読み込まないとわからないような内容になっていて、しかも「当日朝8時までならいけます」となっていますが、例えば仕事をしている親なら、その朝8時までに手続をするということに関しては、とても難しいかなと思います。</p> <p>小学校の給食に関しても、今、週2回ぐらいがご飯ですが、やっぱりご飯の日は喜んでます。いっぱい食べたし、おなかも膨れたと言ってね。パンも子どもたちは好きなので、別に嫌がっているわけじゃないのですけれども、やっぱり1日の中の栄養を補っていくというところでは、ご飯のほうがいいかなというふうに思います。</p> <p>それと関連して、学童保育に通う子どもたちでいうと、例えば給食がパンであったとしたら、ずっとそこから延長して学童保育に流れていく子どもたちというのは、当然、夕方おなか減ってくるわけですよ。その中で、茨木市では、昔はおやつ提供があったのですけれども、今は提供がなくなっております。一人ずつ緑色のおやつ袋におやつを入れて持って行っているのですけれども、小さいので、本当に小っちゃいおかし一つしか入らないという状況で持って行っています。忘れた子は、おやつはなしというふうになっています。</p> <p>茨木市が設置する学童保育において、おやつは楽しみという意味でもありますけれども、決してその楽しみだけのものではなく、一日の中の重要な補食だという観点で、ぜひ茨木市のほうで提供していただきたいなと思っています。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>食についてのご意見をたくさんいただいて、これ、ざっとこの子どもの貧困対策を見ていくと、食に対する部分ってそんなにかないのかなと。ただ、今、委員の皆さんの意見をいただくと、やっぱり食について大分課題を抱えている子どもた</p>

	<p>ちって多いのかなと実感しましたので、また今後、取組状況を見ていくときに、子どもたちの食というのが、一つは栄養面というのも当然あるでしょうし、もう一つは食育。さまざまな視点から子どもたちの、本当に満腹になるのかなみたいなどころを心配しなくてはいけない時代に来ているのかなというふうなことを実感いたしました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>三角委員、どうぞ。</p>
三角委員	<p>ちょっと時間のないところ、申しわけありません。茨木の事業ではないのですけれども、ご紹介です。</p> <p>大阪府の保育協議会、社会福祉法人の保育園全部と認定こども園全部が入っている組織なのですが、そこで数年前から、介護の施設では貧困家庭に援助しようということで基金をつくっています。それを「オール大阪」と銘打ちまして、ほかの施設も全部でやろうというのが去年始まりまして、圧倒的に保育園が多いです。すごい基金になっていると思います。貧困の相談員も配置しまして、そういうのをやり始めましたので、まだ全然広まってないと思いますが、皆さんで広げていただいて、困っている家庭に支援できたらなという組織ができました。ご紹介です。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>さまざまなところからの支えというもので、子どもたちの食を展開できたらいいのかなと思います。どうも、委員ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがですか。</p> <p>古賀委員。</p>
古賀委員	<p>1 ページ目の1なのですが、茨木では3年ワンクールで、いろいろありますよね。平成20年から茨木っ子プランで、茨木っ子ステップアッププランで、今度、茨木っ子ジャンプアッププランという、3年間ずつきています。体力と知識ということで、体力のほうは年々落ちているように思うのですけれども、市としては体力が落ちていることに対して学校側に要求するとか、こういうことをしたらどうかというような指導はないのでしょうか。平成20年からの3年ごとの振り返りといいますか子どもたちがどう伸びているかというような、その辺の結果というのは、ちょっと聞いてないのですけれども。学校の中では体力が落ちているということを、女の子のほうは体力はついているけれども、男の子のほうは体力が弱いというような感じなのですか、市としては、どういうふうに取り扱っているのでしょうか。</p>
事務局 小川課長	<p>今、委員のほうからありましたように、3カ年のこの計画については、茨木っ子プラン22の段階では、学力だけの計画でした。その中で、やはり子どもたちの体力についても課題があるということで、ステップアッププランから学力・体力向上3カ年計画という形でさせていただいております。</p> <p>具体的な取組といたしましては、いろいろとあるのですけれども、例えば茨木っ子運動というようなものを市独自で、市の教育研究会の体育ブックと連携して作成させていただきました。それは、簡単に言いますと準備運動的なものではあ</p>

	<p>るのですけれども、体幹を鍛えるような運動を取り入れて、いわゆる大学の先生の専門的な意見も聞かせていただきながら、それを小学校、中学校だけではなくて、担当指導主事が保育所であるとか幼稚園のほうにも行かせていただいて、幼児さんにもそういう指導をする。そういった低学年の段階から対応していくというようなこともさせていただいております。</p> <p>また、体力向上担当者というのを各学校から1名、必ず位置づけていただいて、その方々に集まっていたら研修というような形で、年何回か持つようなこともしておりますし、茨木市を4ブロックに分けて、それぞれ1ブロックごとに研究授業をして、それぞれのブロックの者がその授業を参観すると。当初は小学校だけであったのも、中学校の先生方も含めての対応というようなこともしております。</p> <p>また、ちょっと言い出したら切りがないのですけれども、スポーツテストというものがございまして、国の調査では小学校5年生と中学校2年生だけなのですが、本市のほうでは小学校4年生から中学校3年生まで6カ年のスポーツテストをしております、単に年度ごとでするだけではなくて、例えば4年生でやった記録が5年生に引き継がれる、あるいは小学校6年生でしたものが中学校1年生にも引き継がれるといったような、いわゆる個人カード的なものを作成して、小学校4年生の子が中学校3年生、つまり6カ年にわたって、どういった変遷をたどってきたのか。子どもたちが自分自身の体力、運動能力で弱いところをわかったりであるとか、あるいは全体的な傾向を、体育の教員が見て、体育授業のあり方を考えるであるとかいったような取組をしています。</p> <p>確かに体力向上の部分では、まだまだ数字的には厳しいところはあるのですが、実は今年度、まだホームページにアップしているかしていないかだと思うのですが、初めて中学校2年生が全国平均を超えました。逆に言えば、今まで小学校、中学校ともに全て全国よりも下であったのが、中学校女子2年生を超えたというようなところで、少しずつその成果があらわれてきているかなと思っております。</p>
古賀委員	その学年ごとの体力面での1年間の伸び率は、どこの学校でも、データはとっているのですか。
事務局 小川課長	スポーツテストは、年に1回しかありません。各学校では、5月～6月にします。ですから年度ごとで、どういうふうに体力がついてきたか、運動能力がついてきたかということがわかるようになっていくということであって、その1年間の中でどう変わってきたかという具体的な数字として把握するものはありません。
古賀委員	例えば、中学校に行って、この子の体力の伸び、だから、その5月～6月のテストで来年比較できるようなデータをとっているのですか。毎月積みあげていく1年間のデータではなく、そのテストの体力の伸び率。
小川課長	ですから、例えば小学校4年生の子が、50メートル走が9秒だったと。5年生になったときには8秒5になったと。6年生になったら8秒になったと。逆、もしかしたら下がるかもしれないけれど、そういったデータが次々と蓄積されるような、システムでしているということです。

	<p>それは、小学校ではできることではあるのですが、それを中学校にも引き継がれるような形でさせていただいているということです。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、よろしいでしょうか。</p> <p>下田平委員、どうぞ。</p>
下田平委員	<p>サロンとは関係ないのですけれども、1ページ目の2番のスクールソーシャルワーカーの件ですけれども、いつもスクールソーシャルワーカーに関しては増やしてほしいと言っているのですけれども。ここにも充実して、相談件数も増えて、ケース会議もと書いてありますけれども、私個人としては中学校区に一人はいてほしいなど、すごく思うのです。</p> <p>やっぱり各校区によって問題点も違うし、いろいろあるとは思うのですけれども、先ほどから出ている食の、ご飯を食べているかどうか、お弁当を持って行っているかどうかということもありますし、勉強ができていいのかとか。うちのケースでは、夜お勤めなので子どもだけで留守番しているとか、朝起きて学校に行けないとか、そういういろいろな問題があるのですけれども、地域性をやっとならわかってもらえたときに、また新しい方が変わって来られるとかね。そういう部分で、何でかなと思うこともたくさんあります。</p> <p>今、来てもらえる回数も増えたので、ケース会議もできるようになって、学校ではなく、ソーシャルワーカーと直接相談させてもらうことも増えたのですけれども、まだまだ地域性ということもあって、スクールソーシャルワーカーには本当に中学校区に一人いてほしいとは思うのですけれども、これからも、また増やしていただける予定はありませんか。</p>
事務局 小川課長	<p>市単独では、なかなか難しいところがあるかとは思うのですけれども、ワーカーの関係で言えば、国のほうも「チーム学校」というような中で単に教員だけではなくて、やはり学校に位置づける職員の一人として、スクールソーシャルワーカーというようなことも言っておりますし、ただ、その中で具体的な予算はまだまだ出していないところもありますけれども、そういった国、府の予算をできるだけ活用していきたいというふうには思っておりますし、本当に今言っていたような形で、まだまだ十分な対応ができているという認識を持っているわけではありません。</p> <p>当然、今言っているワーカーの質の向上ということも必要ですし、絶対的に数がやはり増えれば、もっと困っている子どもたち、保護者の方々の支援につながるというふうには思っておりますので、市でということ難しいかもしれませんが、そういった国等についてのいろいろな予算についてはアンテナを高くして、できるだけ活用していきたいと思っております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>大分時間をとりましたが、「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～について、充実した議論をしていただけたのかなと思います。どうもありがとうございました。</p>



	<p>それでは、次の案件三つ目ですけれども、市立幼稚園の認定こども園化に伴う定員の見直し（案）についてに入ります。</p> <p>まずは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 西川参事</p>	<p>それでは、「市立幼稚園の認定こども園化に伴う定員の見直し（案）」についてご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず初めに、市立幼稚園の認定こども園化事業につきましては、この会議でご審議をいただき、平成27年3月に作成いたしました次世代育成支援行動計画第3期の子ども・子育て支援事業計画の確保方策の一つで、この計画に基づき進めている事業になります。</p> <p>では、資料2をご覧くださいと思います。</p> <p>1、見直す理由等についてでございますけれども、一つ目の①幼稚園型認定こども園化する五つの幼稚園は、新たに3歳児保育と保育が必要な2号認定子どもの受け入れを始めることから、定員の設定の見直しが必要となっております。主な効果といたしましては、待機児童解消施策として、0から2歳児が対象の小規模保育事業所等からの卒園児の受け皿になります。</p> <p>次に、②の既存のまま運営する幼稚園についてでございますが、認定こども園化のこのタイミングに合わせまして、これまで幼稚園の定員設定における課題を解消し、幼児教育・保育の質の向上に資するため、定員を利用実態に即したものに見直したいと考えております。</p> <p>現在の幼稚園の定員設定ですけれども、平成3年度に小学校に就学する直前の5歳児については、希望者全員を受け入れて幼児教育を提供するという考えから、当時の利用実績の1.4倍程度で設定をしている状況になります。その結果、定員と利用実態との間に乖離が生じており、保育室の一部が余裕教室化していることもあり、また、保育室は定員設定がされている部屋になりますので、活用に制限がかかっているという状況になっております。よってこの乖離を解消し、より有効的な活用を図りたいと考え、定員を利用実態に応じた設定にしたいと考えております。</p> <p>なお、実施時期については、計画どおり平成29年4月1日としております。</p> <p>次に、二つ目の認定こども園の定員設定についてでございます。</p> <p>(1) 運営クラスの定員についてですが、3歳児クラスは25人、うち幼稚園部分のみを利用する1号認定子どもは17人、保育所機能部分もあわせて利用される2号認定子どもについては8人。4・5歳児クラスについては35人、うち幼稚園部分のみを利用する1号認定子どもは27人、保育所機能部分もあわせて利用する2号認定子どもについては8人という設定を考えております。なお、西幼稚園と水尾幼稚園の4・5歳児については、幼稚園部分のみを利用される1号認定子どものニーズがこれまでどおり見込まれ、施設的にも受け入れが可能ということから、複数クラス運営としております。</p> <p>次に、受け入れの対応についてですけれども、幼稚園部分のみを利用する1号認定子どもについては、申し込みが施設の定員を超えた場合、これまでどおり抽せんによる対応というものを考えております。次に、保育所機能をあわせて利用</p>

される2号認定子どもさんについては、保育所と同様に、指数による利用調整を行ってまいります。

なお、平成29年度の募集については、3歳、4歳のみの募集を予定しております。5歳児については、今年、平成28年4月に入園される4歳児が平成29年度4月に5歳児クラスに進級されますので、その受け皿を確保するため、平成29年度については募集をせずに、平成30年度からの募集にしていきたいと思いますと考えております。

では最後に、この見直しを行った後の定員の状況についてご説明したいと思います。

3番の定員等についての左側、平成27年度の欄をご覧ください。今年度の状況ですが、2番の定員1,785人に対して園児数が1,057人となっており、定員充足率は59%。保有教室が52室ありまして、そのうち⑥番の使用教室が41室、⑦番、その差が11室となっております。

次に、その右横、平成28年度の見込みのところをご覧くださいなのですが、②の定員については、27年度と同じ1,785人。③番、園児数ですけれども963人、定員充足率は54%。⑤番の保有教室が52室のうち⑥番の使用教室が38室、その差が14室になると見込んでおります。

そして、平成29年度、一番右側の定員の見直し後の見込み、認定こども園化の定員の見直し後の見込みについてですが、本日、当日配付いたしました資料2の当日資料をご覧くださいと思います。これは各幼稚園の定員等の状況になります。裏表の資料になっておりまして、表の部分が認定こども園化を含む5園、裏面のほうが既存のまま運営する幼稚園7園の資料となります。

まず、表面をご覧くださいなのですが、上段の部分が平成28年度の見込みの数で、下段のほうが平成29年度の見込み数の表となっております。

では、一番左の茨木幼稚園を例に説明させていただきたいと思います。上段のほうをご覧ください。

②の定員ですけれども、4歳児が2クラスの70人、5歳児が2クラス70人、合計140人という定員となっております。③番、園児数ですが、4歳児が35人で1クラス、5歳児が51人で2クラス、合計3クラス運営になると見込んでおります。よって、⑤番の保有教室が4部屋ありますが、⑥番、使用教室が3室、差が1室となります。

下段の平成29年度認定こども園化の状況をご覧ください。②の新しくする定員については、3歳児保育を始めますので、3歳児保育が1クラスの25人、4歳児が1クラスの35人、5歳児が1クラスの35人、合計95人の定員になります。③番の園児数ですけれども、3歳児が1号認定が17人、2号認定が8人、合計25人で1クラス。4歳児さんが、1号認定が35人、2号認定が8人、計43人。定員が35人ですので、8人が定員を超える見込みとなっております。それと、5歳児については、1号認定が38人、2号認定がゼロ人、合計38人。よって、3人が定員を超える見込みとなっておりますけれども、4歳児については茨木幼稚園以外の幼稚園において受け皿を確保しており、5歳児については、卒園まで受け

	<p>入れをしてまいりたいと考えております。</p> <p>⑤番の保有教室4室ですけれども、使用教室は3室、⑦番、給食場を認定こども園化に合わせて整備いたしますので、給食場として1室を使用します。よって、保有教室を全て活用して認定こども園化するという形になります。</p> <p>では、裏面のほうをご覧くださいと思います。</p> <p>左側から二つ目の天王幼稚園を例に説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>上段をご覧くださいなのですが、②の定員ですが、4歳児が3クラスの105人、5歳児が4クラスの140人、合計245人となっております。③の園児数ですが、4歳児が43人で2クラス、5歳児が47人で2クラス、計4クラス運営となる見込みです。⑤の保有教室7室、⑥番の使用教室が4室、その差が3室になります。</p> <p>下段、平成29年度をご覧くださいなのですが、これは定員を見直した後の状況になります。</p> <p>新定員ですけれども、4歳児が2クラスの70人、5歳児が2クラスの70人、合計140人となります。③の園児数については、4歳児が39人で2クラス、5歳児が45人で2クラス、計4クラス運営になる見込みです。⑤番の保有教室は変わらず7室ですので、⑥番の使用教室は4室、差が3室という状況で、現在と変わらないという状況になりますが、定員設定から外れる部屋になりますので、今後、有効活用について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>では、もう一度、初めの資料に戻っていただきたいのですが、資料2の3定員等についての平成29年度見込みの欄をご覧ください。これが、ただいま説明いたしました各園の数字の合計をあらわしたものになりまして、②番の定員が現在の定員から365人減の1,420人。③番、園児数は1,044人。④定員充足率は74%になる見込みです。⑤の保有教室については3部屋増の55室、使用教室については新たに使用する3歳児保育室の5室と、給食室の5室の増も含めまして47室となります。⑦番、その差が8部屋となりますので、今後、有効活用について検討してまいりたいと考えています。</p> <p>資料についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。</p> <p>田中委員、どうぞ。</p>
<p>田中（真）委員</p>	<p>初歩的な質問で申しわけありません。私、茨木幼稚園に子どもが通っておりまして、今年度卒園したのですけれども、また新しく子どもが入ります。認定こども園になるに当たって、定員を超える場合は抽せんにより対応します。今まで、年少さんは定員を超えたら抽せん、年少じゃない年中さんに当たる子かな、年長さんも定員を超える場合は、あくまで抽せんなのですか。希望していても、認定こども園になる園は定員を超えてしまうと入れなくなって、違うところに行かないといけないのですか。</p> <p>卒園児が五十数名、確かいたと思うのですけれども、この定員を見ていると、ち</p>

	<p>よっと足りないかな。今年入った子は三十何人なので、定員でもいけるのかなと思うのですが、五十何人いた園がこれだけの定員になってしまうということは、あふれて違うところに行かないといけないということになるのだと思うのですが。あくまで希望しても、認定こども園になれば、定員を超えたら入れないのですか。</p>
福田会長	はい、どうぞ。
事務局 西川参事	<p>今、委員がおっしゃったように、現在の状況は、4歳児については35人以下となっており、5歳児については、原則35人以下という規則がなっております、定員を超えても、今入園いただき卒園していただくというふうになっております。</p> <p>ただ、認定こども園化しますと基準が、原則が全てとれてしまいます。府のほうにも確認したのですが、35人以下という形になりますので、認定こども園化をするこの五つの幼稚園については、上限が35人以下になってしまいますので、もし、それを超えてご利用の希望があれば抽せんさせていただくことになってしまいます。</p> <p>今回、お示した数字については、来年度、28年度の利用の見込みから算出しております。年々利用者の希望のほうが減ってきており、そこも含めて見込んでいる数字です。ですので、この数字でみると4歳児の8人が、抽せんの結果、ほかの園をご利用いただくという形になってしまうことになると考えています。</p>
田中（真）委員	ありがとうございました。
福田会長	木下委員、お願いします。
木下（和）委員	<p>認定こども園になった場合に、1号認定の子と2号認定の子と同時に入るわけですが、今、抽せんになるというふうにおっしゃいましたけれども、保育を必要としている2号認定の子どもは、保育園に申し込めば必要度の高い指数に応じての優先で入園、入所していくようになると思うのですが、認定こども園を希望されて、例えば4歳児の定員がいっぱいになった場合に、ほかの1号認定ですね、幼稚園機能のままを希望している子どもたちと同じ抽せんになってくるということでしょうか。</p> <p>その場合、もちろん定員を超えた場合は漏れがあって、その子どもたちの行く施設の受け皿というのは、どういうふうに保証していけるのかなというのが率直な疑問なのですが。</p>
福田会長	回答いただけますか。よろしくお願いします。
事務局 西川参事	<p>2号認定の子どもさんについては、今おっしゃるように指数によって判定させていただくという形になります。2号認定の子どもさん、茨木幼稚園で見ますと8人、各園8人という形で設定していますので、8人まではこの指数が高い方から入っていただくという形になります。</p> <p>1号認定の子どもについては、こういった場合は抽せんになるということですので。</p>
木下（和）委員	済みません。私の理解が遅いのでしょうか。

員	別になっていて。
事務局 西川参事	<p>3歳児を見ますと1号認定の子どもの全体で25人の定員になっていまして、1号認定の子どもの定員は利用定員については17人、2号認定の子どもの利用定員については8人となっております。</p> <p>この17人に対して、仮に20人のお申し込みがあった場合は抽せんをさせていただいて、3人の方が他園を利用していただくという、他園を希望されるのであれば他園のほうを申し込んでいただくという形になります。</p> <p>この8人の2号認定の子どもさんについては、利用調整をさせていただいて、指数の高い方からご入園いただくという形になります。</p>
福田会長	木下さん、よろしいですか。
木下(和)委員	はい。
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>城谷委員、どうぞ。</p>
城谷委員	<p>私立のほうの幼稚園の側から、ちょっと申し上げたいと思いますけれども、公立に通っておられる方たちにとってみれば、その可能性というものがいろいろ広がってくるから大変いいことだろうなというふうに思うのですけれどもね。今、55%から60%の子どもたちが私立幼稚園に通っているというふうなことを考えましたときに、私立を経営する設置者にすれば、本当に長い幼稚園の歴史、私学の歴史の中で営んできました。そして、今日までの地域と環境というものを整えていったというようなことから考えましたら、まず一つは、こういう一応会議は進めてきましたけれども、ここまで細かい数字は、私たちには報告をしてもらえなかったということですね。</p> <p>ですから、当初、この会議が始まるときには、各組織とともに細かい打ち合わせをしながら、この会議に載せるというふうなことだったと思うのですよね。その辺のところ、おおむねのところは進めていきましたけれども、ここまで細かい数字は、私たちには報告をしてもらえなかったということが非常に残念だということを、まず一つ言っておきたいと思います。</p> <p>それともう一つ、3歳児の保育も始まります。そのこと自体は公立に行かれる方は、もちろん3歳の方で大いに結構かと思うのですけれども、先ほど申し上げたように55%から60%が私立に通っておられるというようなことを考えましたときに、やっぱり公立の3歳児というものの施行ということは、大変不安を感じることは私立の側にとっては当然だと思うのですね。そこで、その3歳児、公立と同じ土俵の上に立って、3歳児保育なり4歳児保育なりをやるのならいいのですけれども、3歳児を募集されるにあたっての公私間格差というものを考えたときに、どのようにその辺のところを考えておられるのかということ、一つお聞きしたいと思います。</p>
福田会長	公私間格差といいますと、具体的にどういったものを意味するのでしょうか。
城谷委員	保育料の問題ですね。

<p>事務局 西川参事</p>	<p>保育料の公私間格差というところですが、現在というか、新制度が始まりまして公立幼稚園が特定教育・保育施設の給付を受ける施設のほうに、公立幼稚園の場合はもう全て入るといふようになっておりまして、私立幼稚園さんについては、これまでどおり私学助成の幼稚園、または、施設型の給付を受ける幼稚園という形で二つ選択できるというふうな制度になっております。</p> <p>公立幼稚園は、新制度のほうの中の施設型給付の幼稚園になりましたので、その中におられる公立・私立幼稚園については同じ保育料という形になりますので、公私間格差はなくなっているという状況なのですが、私学助成の幼稚園と比較しますと、公立幼稚園の保育料と比べますと、公私間格差があったというところで、国の就園奨励費補助金と保護者補助金というところで、今まで公私間格差を埋めさせていただいているという状況でございます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございました。 城谷委員、どうぞ。</p>
<p>城谷委員</p>	<p>では、その3歳児を募集するという点における公私間格差のほうは、どんなふうを考えておられますか。</p>
<p>福田会長</p>	<p>3歳児の利用料ということですか。</p>
<p>城谷委員</p>	<p>今は4歳児、5歳児は市との協定で、格差がないことはないのですが、その格差は合意を求めているのですよね。</p> <p>しかし、3歳児については、それが話がまだ上がっていない状況なので、その辺のところはどうなのかということなのです。それを無視して通っていかれるということなのかどうか。</p>
<p>福田会長</p>	<p>事務局、いかがですか。</p>
<p>事務局 西川参事</p>	<p>3歳児さんの公私間格差の保育料の部分については、これまでからもご要望をいただいており、予算要求の中で検討をさせていただいている状況でございます。</p> <p>ですので、3歳児保育、認定こども園化という形ですが、3歳児保育を始める形になりますので、引き続き、この部分も含めて、これまでどおり、検討していきたいというところでございます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございました。引き続き検討のほど、よろしく願いいたします。 ほか、いかがでしょうか。 山本委員。</p>
<p>山本委員</p>	<p>初歩的なことで、ちょっとわからなかったのですが、先ほど、茨木幼稚園の例を挙げてくださいましたのですが、例えば、3歳児で入りたいと思って1号認定で願書を申し込んで受付するときに、今までだったら10月1日から1週間ぐらいあったと思うのですが、そのときに自分が例えば漏れてしまった場合、ほかの園で検討してくださいと先ほどおっしゃっていたのですが、そんな時間はあるのでしょうか。</p> <p>落ちてしまった場合、すぐに違う園への受け皿を、「ここ近いですよ」とか、「この辺どうですか」ということを言っただけなのか、自分で探しにいかないといけないのか、それとも願書を、期間中に申し込まないといけないのかというのがわからなかったもので、そこをちょっと教えていただきたいなと思いました。</p>

福田会長	お願いします。
事務局 西川参事	現在も、4歳児については抽せんをしております。定員を超えた場合、抽せん会を行わせていただいて、抽せんにもれた場合は、通られた方がやめられるのを待って待機をされるという場合も一つですし、他の幼稚園を選択されることもあります。この二つのケースになるのですが、基本的には、その時点で空きのある幼稚園があれば、「この幼稚園空いていますので、そちらを選択されますか」ということで案内のうえ、希望をお聞きして、選択されればそちらのほうに行っていただくという形をとっていますので、同じ方法でさせていただく予定にしています。
福田会長	ありがとうございました。山本委員、よろしいですか。
山本委員	はい。
福田会長	ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。 田中委員、どうぞ。
田中（真）委員	もう一点だけ確認をさせてください。 平成29年度5歳になる子どもたちに、今、月決め預かり保育というのをされていると思うのですが、認定こども園になりましたら2号認定は8人、今、月決めの定員が8人以上35人でしたか。その中で、8人を超えている園というのはないのでしょうか。それとも、8人を超えている園は、8人に2号認定がなるように抽せんをされるのですか。今、月決めに入る、次入る子どもたち、どうなさるのか、ちょっとお伺いしたかったのですが。
事務局 西川参事	預かり保育事業については、西幼稚園でしたか、茨木幼稚園でしたか。今おっしゃった部分については、拡充モデル園という形で就労支援にも対応できるように、朝8時から、夕方6時までの預かり保育をモデル事業をしております。 認定こども園化になりますと、そのモデル事業というのは認定こども園化する園へ集約させていただいて、モデルではなく本格実施の拡充事業という形でさせていただく方向で考えています。 現在のモデル事業は28年度まで実施するのですが、29年度にはモデルがとれますので、少し見直しを行い、実施することになりますので、詳細が決まりましたら、また園を通じて保護者の方にはご説明をさせていただきたいと考えているところです。
田中（真）委員	では、今、月決めに入れて働いているお母さんたちは、もし8人になって決まってしまうと、1号にしかもう入れない、残れないとなった場合は、仕事はどうしたら。
事務局 西川参事	この8人という方ですが、預かり保育事業でお預かりする方ではありません。預かり保育を利用できる方というのは、1号認定の子どもが対象になります。 ですので、1号認定の子どもになるのですけれども、預かり保育は各園35人定員にしておりますので、それは基本変わらない方向で考えています。それ以外に、2号認定の子どもの方で8人が保育所機能を使われるという形になります。
田中（真）委員	安心しました。ありがとうございます。

福田会長	<p>ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>三角委員、どうぞ</p>
三角委員	<p>幾つか質問をさせていただきます。</p> <p>これ、待機児童解消のことで考えられているのだらうと思うのですが、待機児は0から2歳が圧倒的に多くて、小規模を最近つくっていますので3歳の待機も増えてきました。それで、この8人とかいうのは、ちょっと私には想像できなかったのです。それと、0、1、2歳は、どうしてできないのか。</p> <p>それから、大分前から検討課題だったと思うのですが、どうして28年度から始められないのか。まだ1年ある。我々民間の場合、やれと言われたら、ものすごくタイトなスケジュールで進めているのですが、新設でも半年、小規模だったら1月に決まって4月オープンなんていうタイトなところで、市の待機児童に協力しているのですが、</p> <p>何か悠長で、数が少ないなというような気がするのですが、いかがでしょうか。</p>
福田会長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>一つは、0、1、2歳はどうだということかと思えます。</p> <p>それから、二つ目が、前倒しでできないのかということかと思えますけども、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局 西川参事	<p>まず一つ目の、待機児童が0から2歳が多い、認定こども園化が0から2歳にできなかった理由というところですが、詳細な当日資料でもちょっとご説明させていただいたのですが、既存の施設を活用しての認定こども園化というところでしたので、まず余裕教室を活用してさせていただきたいというところで、0から2も含めて検討はさせていただきましたが、まずできることからさせていただくということで、3歳以上の認定こども園化をさせていただくという結論に達したという状況でございます。</p> <p>それと、28年度から、なぜできなかったのかということですが、これもあわせて28年度から、小規模保育事業が27年度に設置されておりますので、その2歳児が28年度に卒園され受け皿が必要になるという状況もわかっておりましたので、それも含めて検討させていただきました。一定、受け皿についても確保できる認定こども園化を29年度させていただきましても、あわせて、28年度についても受け皿の確保ができるという見込みになりました。それとあわせて、認定こども園化するにあたって、適正な保育運営の環境整備にどうしても時間が必要でしたので、このようになった状況でございます。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。三角委員、よろしいでしょうか。</p>
三角委員	<p>全然、納得がいかない。どれについてもね。</p> <p>時間がタイトなのは民間も同じですし、それから、城谷先生が言われたように1号で3歳を始められるより、この2号で3歳を始められたら、そっちをウエート置かれたほうがよかったのではないかなと。</p> <p>今回、初めてこの数字を見たので、ちょっとびっくりしております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p>



	<p>この1号と2号の数字については、どういった見込みといたしますか、特に待機児童の問題ですよね。そのことから考えたときに、この数字でいけるというふうに理解していいのでしょうか。</p>
<p>事務局 西川参事</p>	<p>各園8人の、各歳児ですけれども、園ごとで8人の5カ所で40人、3学年合計120人という形になりますけれども、確かにこの3歳児、小規模卒園児童の受け入れなども含めて試算させていただいて、これで受け皿として確保が十分できるということで、27年3月につくらせていただいた事業計画にも、その数字を載せているという状況になります。</p> <p>それと、各35人中8人、2号を8人にした状況ですけれども、この認定こども園化に合わせて全国で、幼稚園ベースとした認定こども園化の中で、1号と2号の割合を確認させていただくと、基本的に5人から10人の間で設定をされていると。それについては、いろいろ運営上それが一番多いという状況もありましたので、そのように実施されているところからの意見も確認しながら、8人という形で設定をさせていただいたという次第です。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>全国を見ていくのは、もちろん重要なことと思うのですが、全国を見たら多くのところでは物すごいあきになりますよね。その待機児童の問題って都市部に集中していますので、全国を見るときの見方って、もしかしたら待機児童が集中しているところがどうかなみたいところに絞って見てもよかったのかなというふうな気がします。</p> <p>ただ、数字上はいけますよということでは、この会議としては一つ安心かなと思いました。ありがとうございます。</p> <p>何か新しくしていくというときに、やっぱり利用者が一番困っている0、1、2歳の待機児童のところに、なかなか対応していただかないような形が変わってしまうというのは、ちょっと残念かなというふうな気がしました。これは私の意見なのですが。</p> <p>やっぱり幼保連携型の認定こども園って、今後、そこに集約していくのかなというふうな気がしています。それは城谷先生にも、今後、どういう流れかなというふうなときに、その教育・保育施設が、自分の家に近いところを利用したいなといったときに、保育所利用で横が幼稚園だったら使えないよと。逆もしかりなのですけれども。そういったことがないように、自分の地域で安心して子育てができるよという環境というのが、多分、将来的には望ましいのだろうというふうに思っていて、そこらをも一つの目標に、今後の施設整備みたいところを考えていただけるとありがたいと思っております。</p> <p>ちょっとここは、やっぱりホットなところかなというふうに思います。</p> <p>あと、スピード感ですね。ぜひ、そこらも貴重なご意見かなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。だんだん時間もなくなってきました、かなり熱い議論がなされたかなというふうに思います。</p>

	<p>それでは、よろしければ次に移っていきたいと思います。</p> <p>それでは、四つ目の案件でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の確認について入ります。事務局、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>事務局 西川参事</p>	<p>それでは、平成 28 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員確認の設定について、説明させていただきます。</p> <p>まず、認定こども園、保育所や幼稚園、小規模保育事業所の利用定員の新規設定については、今年度からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者からの確認申請により、こども育成支援会議等の意見を聞き、府との協議を経て決定をするという形になっておりますので、今回、来年度、新たに増える利用定員について、案件として提出をしております。また、これら新たな認定こども園や小規模保育事業については、大阪府並びに本市の子ども・子育て支援事業計画や、茨木市待機児童解消保育所等整備計画に基づき整備を行っているものでございます。</p> <p>それでは、資料 3 のほうをご覧いただきたいと思います。</p> <p>この表は、教育・保育提供区域のブロックごとの新たな各認定こども園の利用定員と、小規模保育事業所ごとの認可定員及び利用定員をまとめたものになります。各ブロックごと、施設類型、名称を各認定こども園の利用定員の合計の順で申し上げたいと思います。</p> <p>まず、中央ブロックですけれども、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設となります。施設名は、東さくら保育園。利用定員の合計は、3号認定子どもが 48 人、2号認定子どもが 72 人、全体で 120 人となります。</p> <p>東ブロックについては、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設となります。施設名は、いぶきの丘学園。利用定員の合計は、3号認定子どもが 36 人、2号認定子どもが 54 人、1号認定子どもが 15 人、全体で 105 人となります。</p> <p>次に、西ブロックについてですが、小規模保育事業所 2 カ所の新設となります。施設名は、マリモ茨木とさわいけキッズ。利用定員の合計は、3号認定子ども 38 人となります。</p> <p>南ブロックについては、小規模保育事業所 1 カ所の新設となります。施設名は、すみれ。利用定員の合計は、3号認定子ども 17 人となります。</p> <p>そして、北ブロックについてですけれども、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した 2 施設と小規模保育事業所 1 カ所の新設となります。施設名は、認定こども園が山手台保育園と彩都保育園、小規模保育事業所がみのはら桜。利用定員の合計は、3号認定子ども 79 人、2号認定子どもが 120 人、1号認定子どもが 30 人、全体で 229 人となります。</p> <p>市域全体の施設ごとの内訳については、幼保連携型認定こども園については、3号 144 人、2号が 246 人、1号が 45 人、全体で 435 人。小規模保育事業所については、3号認定子どもが 74 人となります。</p> <p>担当課といたしましては、ただいまお示ししました利用定員で決定したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。なお、参考に平成 28 年度から新</p>

	<p>たに増える利用定員について申し上げますと、3号認定子どもが89人、2号認定子どもは15人、1号認定子どもは45人、合計149人の増というふうになっております。</p>
福田会長	<p>利用定員の確認、毎年やっていく必要があるというところで、今回、上げていただいているということになろうかと思えます。</p> <p>委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見があれば、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>これも本当に、毎年ここで一応確認していくというのが決まっておるというところで、計画どおりこういった形で進めていくということになろうかと思えます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後になりますが、事務局から事務連絡、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 中坂係長	<p>委員の委嘱期間につきましては2年間とし、各個人に委嘱させていただいているところではございますが、各組織で役員等の改選があり委員を変更されている場合には、解職と委嘱の手続をいたしますので必要書類をお渡しします。本日、会議終了後にお申し出ください。</p> <p>次回の会議につきましては、案件が決まり次第、日程調整のご連絡をさし上げますので、よろしく願いいたします。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の案件は以上ということになります。どうも、ご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、こども育成支援会議は終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力をいただき、ありがとうございました。どうぞ、次回もよろしくお願いいたします。</p>